

施策２ 青少年を健全に育成する環境づくり

●施策の基本的な方針（施策の目的）

豊かな個性と自立・協調の精神を育てるため、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するとともに、青少年が宿泊しながら、様々な体験活動を行う「千葉市少年自然の家」の活用を図る。

また、青少年の非行防止と健全育成を目的に、補導員や学校、警察、関係機関・団体と連携して、補導・相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動を行う。

●施策の達成目標

○対象（誰、何に対して働きかけるのか）

・市内在住・在学・在勤の青少年

○意図（対象をどのような状態にしたいのか）

- ・自発性、社会性を身につけてもらう。（自ら何かを行う意欲、人と関わる態度能力を身につけてもらう）
- ・非行から立ち直らせた。い。（喫煙、不良行為、飲酒、不純異性交遊等）

●成果指標

指 標 名	単 位	18年度	19年度	20年度	目標値 (目標年度)
地域活動に参加した子どもの数	人	81,546	83,492	91,054 (目標達成)	90,000 (25年度)
市内の青少年補導数	人	2,082	2,419	3,467	—
市内の青少年補導数(不良行為少年:市内警察署での補導数)	人	18,162	22,887	11,229	—
非行少年数(犯罪を犯した青少年数)	人	1,292	1,124	974	—

●平成20年度の評価

・本市における青少年問題の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性と重点として取組む施策を示す「千葉市青少年育成行動計画」に基づいた青少年の健全育成事業を展開している。なお、地域活動に参加した子どもの数については目標値を上回り、育成委員会を中心とした活動がより地域に定着している。これを鑑み、「地域活動に参加した子どもの数」の目標値については、85,000人から上方修正し、90,000人とする。

・「千葉市少年自然の家」においては、青少年の健全育成のための方策（共同宿泊活動の場と多機能なプログラム）を、より効果的に提供でき、本市の青少年教育に貢献している。

・青少年相談事業として、地域社会での青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年のつどい大会として、マリスタジアムを会場に各種イベントを実施するなど、地域の特性を反映させた事業を実施し、参加した青少年から好評を得た。

・補導活動として、実施時間帯・実施区域の再検討や、補導技術向上等に努めることで、より効果的な補導活動を展開し、青少年の非行防止に資することができた。

・青少年サポート事業として、不登校・学校不適応等の生徒を受け入れ、学習指導や生活指導を実施し、青少年の立ち直りを手助けする手法として効果が得られたものとする。

●今後の課題及び施策等への反映方針

・「豊かな人間性と生きる力の育成」については、「千葉市青少年育成行動計画」に基づき、家庭、学校、地域の連携・協働のもと、青少年の健全育成施策を強化する。

・「青少年の非行防止」については、日頃からの声かけを通して、より有効な補導活動を展開する。また、不登校・学校不適応等の生徒に対する支援については、関係機関等と連携を強化し、より子どもの実態に応じた対応を図っていく。

●施策を構成する基本事業と評価

基 本 事 業 名 事業の概略	基本事業に対する評価
2-1 豊かな人間性と生きる力の育成 豊かな個性と自立・協調の精神を育てるため、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するとともに、少年が宿泊しながら、様々な体験活動を行う「千葉市少年自然の家」の活用を図る。	本市における青少年問題の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性と重点として取組む施策を示す「千葉市青少年育成行動計画」を策定した。今後、青少年の健全育成に寄与するものと思われる。 また、少子化、核家族化、情報化等が進展する中で、「青少年育成委員」や「青少年相談員」等のボランティアが中心となった地域活動を支援し、対象とする青少年に、自立・責任・寛容等の人間性や社会性の涵養を育みたい。 「千葉市少年自然の家」等の施設の主催事業において、ユースリーダーセミナー等を開催するなど、青少年向け各種セミナーや研修会を実施している。
2-2 青少年の非行防止 青少年の非行防止と健全育成を目的に、補導員や学校、警察、関係機関・団体と連携して、補導・相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動を行う。	補導関係では、補導少年数が3,467人と過去最高となった。今後も、より有効な補導活動を展開し、青少年の非行防止に努める。 また、不登校・学校不適應等の生徒を対象とした青少年サポート事業を強化する必要がある。

基本事業２－１ 豊かな人間性と生きる力の育成

●基本事業の概要

・豊かな個性と自立・協調の精神を育てるため、地域ぐるみで青少年の健全育成を推進するとともに、青少年が宿泊しながら、様々な体験活動を行う「千葉市少年自然の家」の活用を図る。

●基本事業の達成目標

○対象（誰、何に対して働きかけるか）

市内在住・在学・在勤の青少年

○意図（対象をどのような状態にしたいのか）

自発性・社会性を身につけてもらう。（自ら何かを行う意欲、人と関わる態度能力を身につけてもらう。）

●成果指標

指 標 名	単 位	18年度	19年度	20年度	目標値 (目標年度)
地域活動に参加した子どもの数	人	81,546	83,492	91,054 (目標達成)	90,000 (25年度)
基本的な生活習慣を身につけている青少年の割合(※)	%	80.8	—	—	85.0 (22年度)
規範意識を持って行動している青少年の割合(※)	%	94.3	—	—	95.0 (22年度)

※ 平成21年度に同内容で調査予定。

●平成20年度の評価

・本市における青少年問題の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性と重点として取組む施策を示す「千葉市青少年育成行動計画」に基づいた青少年の健全育成事業を展開している。

・少子化、核家族化、情報化等が進行する中、「青少年育成委員」や「青少年相談員」等のボランティアが中心となった地域活動を支援し、青少年の健全育成を推進することにより、対象とする青少年に、「自立・責任・寛容」等の人間性や社会性の涵養を図りたい。地域活動に参加した子どもの数が増えていることから、育成委員会をはじめとする地域活動は着実に定着している。これを鑑み、「地域活動に参加した子どもの数」の目標値については、85,000人から上方修正し、90,000人とする。

・「千葉市少年自然の家」や「青少年センター」の主催事業において、青少年向け各種セミナーや研修会を実施した。参加者も年々増加し、参加した青少年から好評を得ている。

・南部青少年センターでは、青少年の教養の向上を目的とした各種講座を企画・実施しており、参加者のアンケートからも異年齢の交流や仲間づくりの場となっていることが検証され、青少年健全育成の一助となる事業として成果があった。また、千葉市のインターンシップ事業を活用したインターンシップ生の企画による講座を実施した。青少年の企画によるユニークな講座であったが、参加者数が少なかったことから、21年度からはより魅力ある講座となるよう、側面から支援する必要がある。

・「青少年自立支援講演会」を開催した。引きこもりやニートの青少年を持つ保護者が多く参加し、青少年の社会参加のきっかけづくりを支援する有意義な事業となった。

●今後の課題及び基本事業等への反映方針

・育成委員会は中学校内に事務局を設置している。これらの事務処理については手引き書を作成するなどの対策を講じて、事務局の負担軽減と事務処理の効率化を図っていく。

・各事業内容を精査し、アンケート等を実施することにより、可能な限り事業の成果を数量化したい。

・「千葉市少年自然の家」管理運営事業については、PFI事業として実施している。市の要求水準の維持のため引き続き効果的な現地モニタリング及び独自の学校へのアンケート調査を実施していく。

・青少年対象の講座について、青少年のニーズを把握し、広報活動の方法について検討し、より多くの人に広報

していきたい。

- ・大学生のボランティア講座を支援し、より多くの青少年がボランティアについて理解できるように努めていきたい。
- ・青少年の社会進出を支援するために、青少年にとってよりよい環境づくりについて検討する必要がある。

●基本事業を構成する事務事業

事務事業名 事業の概略		貢献度	平成20年度事務事業の実施状況及び決算額
2-1-1 青少年バス借り上げ事業	市内の青少年団体・青少年育成団体が、青少年の健全な育成を図ることを目的に、研修・見学及び自然体験等を実施する時の交通手段としてバスを貸し出す事業である。	—	申し込み数183件に対して、87の青少年団体や青少年育成団体がそれぞれの事業に利用した。 20年度から受益者負担を導入したため、申込数が2割程度減った。また同時に青少年バス運営要綱の改訂を行った。 (3,042千円)
2-1-2 青少年ふれあいセミナー	小学生を対象に、体験活動を通して、青少年の自主性・自立性を育成し、仲間とのつながりの大切さを実感させることを目的に、千葉青年会議所との共催事業として実施している。 16年度までフィリピン共和国ケソン市で実施。17年度は海外情勢の悪化により渡航事業を中止し、少年自然の家での在日外国人との交流会を実施したが、18年度より県内での事業を実施している。	—	43人の参加者が富士登山を行った。 (255千円)
2-1-3 青少年育成委員会活動事業	地域の青少年の健全育成を推進し、内閣府が提唱する「青少年を非行から守る全国強調月間」、「青少年を健全に育てる運動」などの趣旨を生かしながら、各中学校区単位で、溜まり場や危険個所の点検等の他、レクリエーションやスポーツ活動、研修会等を開催している。 市内56中学校区青少年育成委員会から受けた事業申請を精査し、活動補助金を支払っている。	—	活動補助金を支出することにより、各中学校区において、「地域の子供は地域で育てること」を目標に、青少年の健全育成事業を展開し、大きな成果をあげている。また、地域の環境浄化にも力を入れ、非行の早期発見や防止に貢献している。 (20,880千円)
2-1-4 少年自然の家管理運営事業	県立笠森鶴舞自然公園地域にある長柄町の事業地に、青少年が自然体験や生活体験活動などの、様々な教育活動を展開する宿泊施設をPFI事業として施設管理、事業運営を行う。	B	青少年の健全育成のための方策(共同宿泊活動の場と多機能なプログラム)を提供した。 (813,269千円)
2-1-5 家庭教育資料作成事業	小学校入学時、小学校高学年進級時及び中学校入学時、保護者宛て子育て支援の一環として子育ての手引きを配付する。	—	家庭における子育ての参考となる資料として、保護者対象に小学校入学時11,000冊、小学校5年時10,000冊、中学校入学時9,000冊配布した。平成20年度には、社会基調の変化に伴い、6年ぶりに全面的に資料を改定した。 (1,271千円)
2-1-6 青少年健全育成推進大会	青少年の健全育成に対する意識を高めるため、市内の青少年指導者及び青少年健全育成団体の功労者を表彰や記念講演を行うなど、本市青少年健全育成の機運を高める大会である。	—	個人表彰98人、団体表彰5団体。大会参加者の合計は628人であり、表彰式その他、記念講演を行った。 (637千円)

2-1-7 青少年相談員活動事業	—	市内全中学生を対象に「青少年の日」のキャッチフレーズの募集をした。また、青少年のつどい大会として、マリノスタジアムを会場に各種イベントを開催し、参加者は273人だった。 (6, 644千円)
2-1-8 青少年問題協議会運営事業	—	「地方青少年問題協議会法」に基づき、市長の附属機関として、昭和30年に設置。会長は市長で、委員は30人。 青少年を健全に育てるための基本方針の策定及び当面の課題等への基本的な対応の検討・協議を目的とした会議を年2回開催する。 (611千円)
2-1-9 成人の日を祝う会開催事業	—	7月に新成人等から協議会委員を公募すると同時に、中学校卒業生や大学から推薦を受け、協議会を構成し、会議を開催する。式典は、「成人の日」にポートアリーナで実施している。新成人へ記念品については、平成21年成人式より、廃止した。 (8, 312千円)
2-1-10 「青少年の日」及び「家庭・地域の日」関連事業	B	青少年と家庭、学校、地域がつながりをもつことで、青少年のコミュニケーション力を高め、さらには青少年の居場所づくりを推進するために、「青少年の日」及び「家庭・地域の日」を制定した。今後は、「青少年フェスタ」その他の関連事業を推進する。 (1,885 千円)
2-1-11 南部青少年センター運営審議会運営事業	—	南部青少年センターの運営にあたり、青少年のニーズを的確に反映できるよう、千葉市青少年センター設置管理条例に基づく運営審議会を設置し、年2回審議会を開催する。 児童生徒や青少年の利用率の向上のため、講座内容・ボランティアの活用や青少年の自立と社会参加を支援するための方策等について審議し、意見具申を主催事業及び管理事業に反映させた。 インターンシップ実習生による企画講座を実施するとともに、青少年の自立を支援するための講演会を開催した。 (208千円)
2-1-12 南部青少年センター主催事業	—	延べ41の講座等に対して、719人の参加があった。 参加者からは、「お互いに知り合うことができ、自己の成長に役立ち有意義であった。」等の声が寄せられた。 (194千円)
2-1-13 南部青少年センター管理事業	—	利用者数32, 530人の内、青少年の利用が6割を占めている。 青少年、市民が施設・設備を安全・快適に利用できるよう適切な点検や維持、補修を行っている。 (49, 223千円)

●千葉市教育委員会事業評価委員の所見

平成 20 年 3 月にまとめられた「千葉市青少年育成行動計画」の下で、体系的・計画的に施策が進められている。地域活動に参加した子ども数が増加し、当初の目標を早く達成したため、数字の上方修正を行うなどの成果が得られている。育成委員会をはじめとする関係機関、関係者の努力が成果に表れたものとして大変高く評価できる。また、新規の「青少年の日」及び「家庭・地域の日」関連事業は、学校・家庭・地域の連携、青少年のコミュニケーション能力の育成や居場所作りに向け、大変意義ある施策である。今後、具体的な様々な事業の展開により、本施策の趣旨が市民や子どもたちによりよく理解され、施策目標が達成されることが大いに期待される。基本事業の達成目標に向けて、十分目標が達成されていると考える。

基本事業２－２ 青少年の非行防止

●基本事業の概要

・青少年の非行防止と健全育成を目的に、補導員や学校、警察、関係機関・団体と連携して、補導・相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動を行う。

●基本事業の達成目標

○対象（誰、何に対して働きかけるか）

２０歳未満の青少年

○意図（対象をどのような状態にしたいのか）

非行から立ち直らせたい。（喫煙・不良交友・飲酒・不純異性交遊等）

●成果指標

指 標 名	単 位	18年度	19年度	20年度	目標値 (目標年度)
市内の青少年補導数(青少年補導センター)	人	2,082	2,419	3,467	—
市内の青少年補導数(不良行為少年:市内警察署での補導数)	人	18,162	22,887	11,229	—
非行少年数(犯罪を犯した青少年数)	人	1,292	1,124	974	—

●平成２０年度の評価

・補導関係では、１９年度は実施回数が９５７回であったのに対し、２０年度は１，１９８回と２３９回増やし、補導少年数も２，４１９人から３，４６７人となった。

・サポート事業では２４事案（中学生女子４人・中学生男子１０人・小学生女子４人・小学生男子３人、無職少年２人、各種生１人）に取り組んだ。

・電話相談の件数は、１４０件と１９年度（１６３件）より２３件減っている。

●今後の課題及び基本事業等への反映方針

・補導関係では、薄暮補導と少年センターとの連携を今後も重視し、補導数を維持していく。

・補導員の出勤率を上げるよう、補導員の理事会等で広報活動を実施する。

・サポート事業や電話相談では、各事業ごとに呼びかけ、公民館や関係機関への広報・啓発を実施する。

●基本事業を構成する事務事業

事務事業名	貢献度	平成 20 年度事務事業の実施状況及び決算額
事業の概略		
2-2-1 青少年補導センター運営協議会運営事業	—	青少年補導センターの運営に関する事項の審議、非行防止方策の提言等を得ることで、当センターの補導活動や相談活動等に活かしている。 (234千円)
千葉市青少年補導センター設置条例第4条に基づき設置。学識経験者等20人で組織し、会議を年2回実施する。		
2-2-2 補導活動事業	—	補導員数は325人、補導少年数3,467人(過去最高)。 (7,158千円)
当センター所員、教育委員会が委嘱する民間補導員、中学校・高等学校生徒指導担当者等の補導員により、毎月1回、補導活動を実施する。		

2-2-3 相談活動事業	5室(補導センター中央及び東西南北の4分室)に嘱託職員7人を配置し、電話相談や来所相談を行う。	—	相談件数は、電話相談140件、来所相談79件(サポート事業を含まず)。 (10,305千円)
2-2-4 環境浄化事業	補導活動の際に、携帯番号の張り紙等の撤去や書店調査・コンビニ調査・カラオケ調査を実施する。	—	有害図書の陳列状況(コンビニ346店舗)不適切19店舗・カラオケ店設置状況(39店舗)昨年比4店舗増。 (—)
2-2-5 広報・啓発事業	年度始めに補導センターの案内リーフレットを配布する。また、ホームページや広報誌「補導センターだより『フェアウェイ』」等に不審者情報等の掲載を実施している。	—	小中学校及び公共施設にリーフレット配布(41,539部)。また、「フェアウェイ」を毎月614部配布。ホームページで不審者情報を毎月更新した。 (129千円)
2-2-6 関係機関連絡協議会事業	各種関係機関の会議を通じ、生徒・家庭・地域へ情報を伝達する。	—	小学校生徒指導担当者会議(2回)、中学校生徒指導連絡会(6回)、高校等補導連絡会(5回)、学校・警察連絡協議会(12回)及び大型店補導連絡会(2回)を実施。 (25千円)
2-2-7 青少年サポート事業	補導センター5室にサポート担当者を各1人(計5人)配置し、不登校・学校不応等(注)の生徒を受け入れ、学習指導や生活指導を実施する。	—	サポート事業相談者の補導センターへの来所は309件、来所全体の80%を占めた。サポート事業の対象者は、中学生男子10人・女子4人、小学生男子3人・女子4人、無職少年2人、各種生1人、合計24人であった。 (3,697千円)

●千葉市教育委員会事業評価委員の所見

19年度に比べて青少年補導センターにおける補導実施回数を大幅に増やすなど、青少年の非行防止活動が活発化していることは評価できる。青少年の非行防止のため、引き続き取組の充実が望まれる。基本事業の達成目標に向けて、概ね目標が達成されている。